

福島県 beyond2020 プログラムロゴマーク取扱要領


1 趣旨

この要領は、福島県 beyond2020 プログラムロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正かつ効果的に使用することにより、beyond2020 プログラムの一層の拡大や、認知度の向上等を図ることを目的として、ロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 使用できるロゴマーク、用途

(1) ロゴマーク

以下のロゴマークを使用することができる。

ロゴマーク 番号	1 フルカラー	2 グレースケール	3 モノクロ2値
ロゴ マーク			
色 指 定	beyond2020 ロゴ M90 Y100 beyond2020 文字/ キビタンの輪郭 BK100 キビタンの基本色 Y100 キビタンのアンテナ C100 M20 Y70 キビタンのズボン C80 Y100	beyond2020 ロゴ BK50 beyond2020 文字/ キビタンの輪郭 BK100 キビタンのアンテナ/ キビタンのズボン BK20	beyond2020 ロゴ/ beyond2020 文字/ キビタンの輪郭 BK100

※実際に使用する際、「beyond2020 プログラム ロゴマークデザインガイドライン」サイズ規程のとおり、beyond2020 プログラムロゴと beyond2020 文字部分を合わせた高さが最低 12mm 以上とすること。

(2) 用途

福島県が「福島県 beyond2020 プログラム認証要領」により認証した、beyond2020 プログラム認証事業に関して使用することができる。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げる事を目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにロゴマークを使用することはできない。

3 その他

(1) ロゴマークの使用に関する一切の権利は、文化庁及び福島県に帰属する。

(2) ロゴマークを使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 「福島県復興シンボルキャラクター『キビタン』デザイン等の使用取扱規程」及び「beyond2020 プログラムロゴマークデザインガイドライン」（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成）に従って使用すること。

イ デザインの変更・加工等を行わないこと。

ウ 基本色以外の使用を行わないこと。

エ 背景色が白地以外の使用を行わないこと。

オ 縦横比率の変更を行わないこと。

カ 他の図形やキャラクター等との組み合わせを行わないこと。

(3) 管理者は次のいずれかに該当すると認められた場合は、許諾をしない、又は、使用許諾を解除することができるものとする。なお、使用許諾をしないこと又は、許諾解除により、ロゴマーク使用者に生じた損害について、管理者の責任の一切を負わないものとする。

- ・福島県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになる恐れがあるとき。
- ・法令に違反し、又は公序良俗に反する恐れのあるとき。
- ・その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

(附則)

この要領は平成31年4月26日から施行する。

(附則)

この要領は令和2年7月1日から施行する。